

第1号様式(第5条関係)

移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所

氏名

電話

移住支援事業補助金の交付を受けたいので、匝瑳市移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付を申請し、その実績を報告します。

記

1 交付申請額及び実績報告額 金 円

2 申請者等に関する事項

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話	
メールアドレス			
単身世帯・2人以上の世帯の別	単身世帯 ・ 2人以上世帯 (世帯人数 人、うち18歳未満 人)		
就業等に関する要件の種類	就業・テレワーク・関係人口・起業		

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください)

別紙1「移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		誓約する		誓約しない
別紙2「匝瑳市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		同意する		同意しない

申請者の属する世帯全員の本市の市税及び国民健康保険税の納付状況を市が調査することについて		同意する		同意しない
交付申請日から5年以上継続して、本市に居住する意思について		意思がある		意思がない
交付申請日から5年以上継続して、就業、テレワーク又は起業をする意思について		意思がある		意思がない
移住支援事業補助金及び他の地方公共団体における同種の補助金等の交付の状況について（申請者を含む世帯員全て）		過去に交付を受けていない		過去に交付を受けた
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者と3親等以内の親族に該当しないこと。		3親等以内の親族に該当しない		3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 本市への転入は、自己の意思によるものであること		自己の意思である		所属先企業等からの命令自己である

4 転入前の住所

住 所	〒
-----	---

5 転入前10年間の東京23区への在勤・在学履歴（東京23区の在勤・在学者に該当する場合）

期 間	就業・在学先	就業・在学地

6 転入後の勤務状況（テレワークの場合）

勤務先名称	
所在地	

勤務先へ行く頻度	週・月・年 程度 / 行くことはない / その他 ()
----------	---------------------------------

7 添付書類

- (1) 申請者の写真付き身分証明書等の写し（本人確認ができるもの）
- (2) 申請者の属する世帯員全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）
- (3) 移住元の申請者の属する世帯員全員の住民票の除票の写し（続柄の記載されたもの）
- (4) 申請者の属する世帯の全員に市税等の滞納がないことを証する書類
- (5) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた場合、東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者の場合、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）又は開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- (7) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた個人事業主の場合、開業届出済証明書又は個人事業の納税証明書（移住元での在勤地を確認できる書類）
- (8) 東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の高等教育機関をいう。）に通学し、東京23区内の企業等に就職していた者の場合、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- (9) 就業に関する要件を満たす者の場合、就業証明書（第2号様式）
- (10) テレワークに関する要件を満たす者の場合、テレワーク就業証明書（第3号様式）
- (11) 本事業における関係人口に関する要件のうち（1）の要件を満たす者の場合、本市の創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援等事業」を受け、かつ本市から認定を受けたことが分かる書類及び本市で創業したことが分かる書類

- (1 2) 本事業における関係人口に関する要件のうち(2)から(7)までの要件を満たす者の場合、当該各号に定める要件を満たすことを証する書類
- (1 3) 起業に関する要件を満たす者の場合、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定通知書の写し
- (1 4) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 匝瑳市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び市から求められた場合に応じること。
- 2 匝瑳市移住支援事業補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同要綱第9条第2項の規定による市長の返還請求に従い、既に交付を受けた奨励金の全額又は半額に相当する額を返還すること。
- 3 匝瑳市移住支援事業に関する事務において、勤務者の勤務状況等に関する情報を、県及び市の求めに応じて提供すること。
- 4 次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。
 - （ア） 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - （イ） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - （ウ） 県及び市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その

他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

エ 日本人である又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する外国人であること。

オ 申請者を含む世帯員のいずれもが移住支援事業補助金及び他の地方公共団体における同種の補助金等の交付を受けていないこと。

別紙 2

匝瑳市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 県及び市は、匝瑳市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県並びに市が定める個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用する。
- 2 県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合がある。
- 3 市は、公益財団法人 千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けている対象者について、次に掲げる事項の取扱いを行う。
 - (1) 市は、移住支援事業補助金の交付決定をした場合、公益財団法人千葉県産業振興センターに対し、交付決定者の氏名及び交付決定日を、地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知する。
 - (2) 公益財団法人千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、市は、移住支援事業補助金の交付決定取消事務を行うために、必要な範囲で、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受ける。
 - (3) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして、公益財団法人千葉県産業振興センターから求めがあった場合、市は、市の把握している住所及び連絡先を公益財団法人千葉県産業振興センターに情報提供する。